

平成 24 年 12 月 5 日

各 位

株式会社 北海道銀行

北海道警察との「サイバー犯罪に対する共同対処の協定書」の締結について

北海道銀行（頭取 堰八 義博）は、インターネット等を悪用した新たな犯罪に対応するため、北海道警察と「サイバー犯罪に対する共同対処の協定書」を下記のとおり締結いたしますので、お知らせいたします。

本協定は、近年増加しつつあるサイバー犯罪の被害防止・拡大防止等に向けて、北海道警察と当行が連携を強化し、サイバー犯罪の認知、被害拡大防止等に関し相互協力して、サイバー犯罪に適切に共同対処することを目的として締結するものです。

当行は、これからも様々な機関との相互協力により、地域の皆さまのお役に立てる銀行を目指してまいります。

記

調 印 式	平成 24 年 12 月 6 日（木） 午後 4 時 北海道警察本部 9 階 本部長会議室
サイバー犯罪の 認知の内容	インターネットバンキングの不正送金による被害発生 フィッシングサイト・フィッシングメールによる被害発生 当行システムへの不正アクセスによる被害発生 などを認知したときに警察に通報する。
協定書の内容	(1) 北海道警察と当行との相互協力等 (2) サイバー犯罪認知等の連携 (3) サイバー犯罪捜査に関する協力 (4) サイバー犯罪認知時における被害拡大防止措置等 (5) 認知したサイバー犯罪に関する公表及び情報共有 (6) 協議
協定締結者	北海道警察 本部長 園田 一裕 北海道銀行 頭取 堰八 義博

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】北海道銀行 経営企画部 I T 戦略統括室 小林・中川 011-815-1117